人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査申請フローチャート

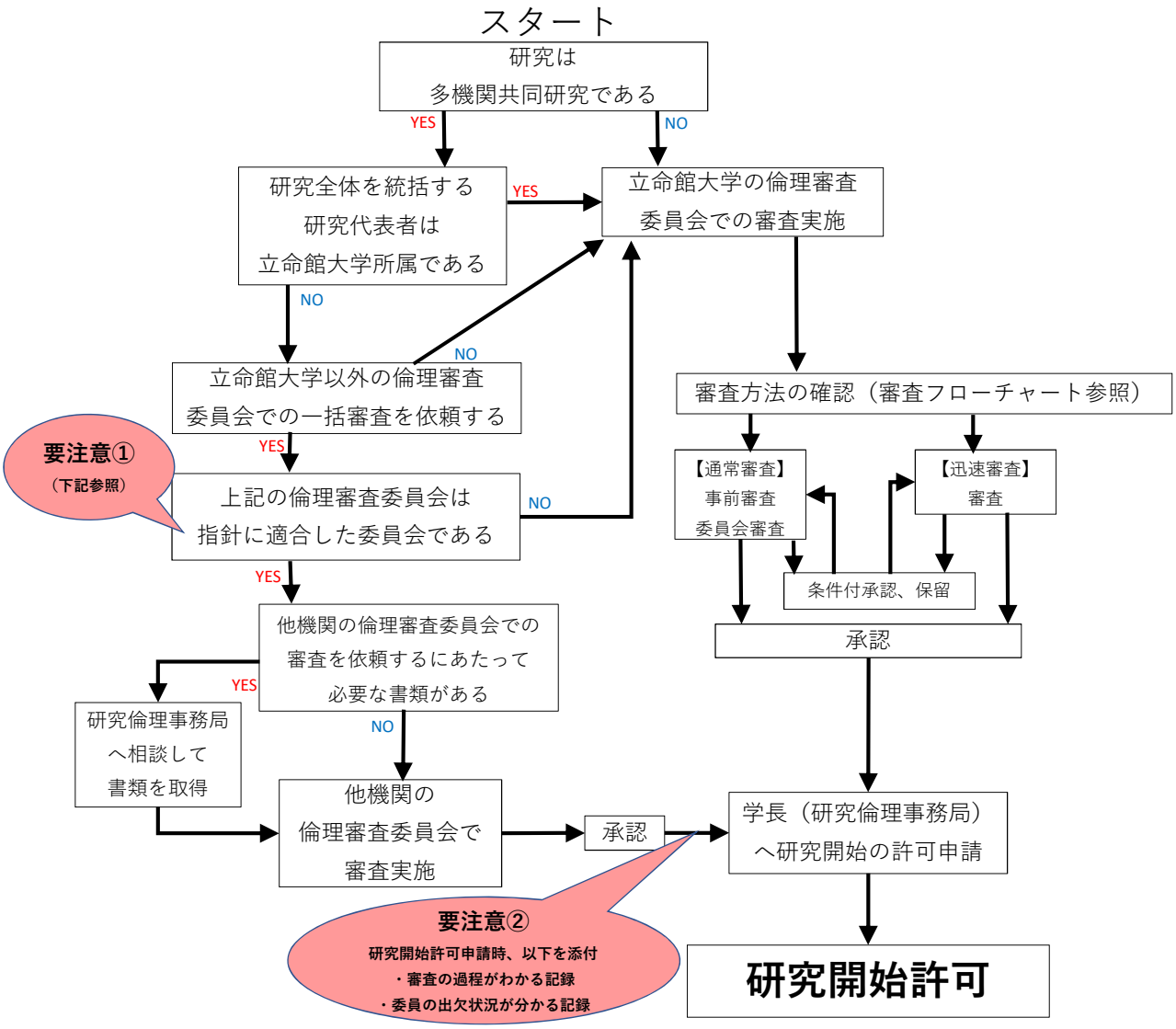

指針に適合した倫理審査委員会とは
（指針の抜粋）

第８章 倫理審査委員会

第16 倫理審査委員会の設置等

２ 倫理審査委員会の設置者の責務

（3）倫理審査委員会の設置者は、当該倫理審査委員会の運営を開始するに当たって、倫理審査委員会の組織及び運営に関する規程並びに委員名簿を倫理審査委員会報告システムにおいて公表しなければならない。

また、倫理審査委員会の設置者は、年1回以上、当該倫理審査委員会の開催状況及び審査の概要について、当該システムにおいて公表しなければならない。

黄色でマークしている部分の実施状況は https://rinri.niph.go.jp/ にてご確認ください。